

## 日火連短信

令和 2 年 2 月 5 日第 121 号

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
〒106-0041 専務理事 大岩 伸夫  
東京都港区麻布台 2-3-22(一乗寺ビル 3F)  
TEL 03-5549-9041  
FAX 03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : [nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp](mailto:nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp)  
[info@nikkaren.jp](mailto:info@nikkaren.jp)

本日、経済産業省より新型コロナウイルスに関連し、日系航空会社の減便・運休についての周知依頼が届きましたので、お知らせします。

会員各位への周知をお願い致します。

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会

平素より大変お世話になっております。

本件も新型コロナウイルスに関する業界への周知依頼となります。

昨日、外務省がスポット情報「中国における新型コロナウイルスに関する注意喚起（その 8）：日系航空会社の減便・運休について」を発出しておりますので、ご連絡いたします。

今回ご連絡をしておりますスポット情報をはじめ、日本政府からの情報を逐次確認いただくとともに、現地の状況は中国各地で大きく異なるため、現地ともよくご相談いただくことをお勧めいたします。

<外務省 海外安全ホームページ（中国）> 以下のリンク先で最新のスポット情報が確認可能です。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2020C023.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2020C023.html)

中国における新型コロナウイルスに関する注意喚起（その 8）：日系航空会社の減便・運休について

2020 年 02 月 04 日

中国にお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

1 1 月 31 日の世界保健機関（WHO）の緊急事態（PHEIC）宣言以降も、新型コロナウイルスによる感染症が拡大しており、2 月 4 日現在、27 か国・地域において約 2 万人を超える感染者が報告されています。

2 各国の航空会社が相次いで中国との間の航空便を運休する中、今般、以下の日系航空会社が我が国と中国との航空便の運休・減便を発表しており、現地在留邦人及び海外渡航者の方の移動に大きな影響が出るが見込まれます。

## 参考

○日本航空ホームページ

<https://www.jal.co.jp/info/2020/inter/200204/>

○全日空ホームページ

<https://www.anahd.co.jp/group/pr/202002/20200204-3.html>

3 湖北省全域での公共交通機関の停止や駅・空港の閉鎖に続き、2月2日、浙江省温州市でも市内全域における市民の外出制限や、大部分の高速道路（全55個中46個の出入り口）の封鎖が発表されました。今後、こうした移動を制限する措置が、他の地域・都市にも拡大する可能性があります。また、引き続き、欧米を始めとする主要国は、中国全土又はその一部に対して、渡航中止や退避勧告等の渡航制限を行っています。

4 以上を踏まえ、現地在留邦人及び海外渡航者の方におかれましては、これまでの感染症スポット情報でもお伝えしてきていたとおり、今後、公共交通機関を始め移動の制約が更に拡大する可能性に備え、情報収集等に万全を期すとともに、日本への早期の一時帰国を含む安全確保について、改めてご検討ください。

5 なお、我が国は、1月31日、湖北省に発出している感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を維持しつつ、中国全土を感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航中止）に引き上げています。また、我が国政府は、海外安全ホームページやメールを通じて感染症スポット情報を随時発出し、現地在留邦人及び海外渡航者に対して、情報提供・注意喚起に努めています。

## 6 我が国の取組

（1）厚生労働省検疫所は、湖北省からの帰国者及び入国者に対して、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫官に自己申告するよう呼びかけています。日本でもこれまでに20の症例が確認されており、帰国後にこれらの症状がある場合には、マスクを着用するなどし、湖北省に滞在歴があることを申告の上、医療機関を受診するよう協力を求めています。

参考：厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

（2）法務省出入国管理庁は、2月1日午前0時（日本時間）から、本邦への上陸の申請日前14日以内に中国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、上陸を拒否し得ることとなる旨、発表しました。

経済産業省 産業保安グループ  
鉱山・火薬類監理官付 火薬班